

下松市緊急通報装置設置運營業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本実施要領は、下松市緊急通報装置設置運營業務の契約の相手方となる受託候補者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 名称 下松市緊急通報装置設置運營業務（以下「本業務」という。）
- (2) 内容 下松市緊急通報装置設置運營業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 期間 令和7年10月1日から令和12年9月30日まで
- (4) 場所 下松市全域

ただし、受信（電話相談）センターの設置場所については、この限りではない。

(5) 委託料（提案上限額）

基本単価契約 月額2,700円／台（消費税及び地方消費税を含む。）

※詳細については、仕様書を確認のこと

※提案上限額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。また、上限額を超える提案については、無効とする。

3 スケジュール

項 目	日 程
公告	令和7年7月8日（火）
質問書受付期間	公告日～令和7年7月15日（火）正午（必着）
質問回答期限	令和7年7月17日（木）
参加表明書受付期間	公告日～令和7年7月22日（火）正午（必着）
参加資格確認結果通知期限	令和7年7月24日（木）
企画提案書等受付期間	令和7年7月25日（金）～8月7日（木）正午（必着）
プレゼン等の実施	令和7年8月20日（水）予定 ※別途通知
選定結果の通知及び公表	令和7年8月27日（水）予定
契約締結	令和7年10月1日（水）予定

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 法人格を有し、本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ本業務を

的確に遂行する体制・ノウハウを有していること。

- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 地方公共団体から、類似業務を受託した実績を有していること。
- (6) 公告日から契約締結までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本市の競争入札への指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

5 質問及び回答

本プロポーザルの質問については、次のとおり質問書（様式 1 号）を提出すること。

- (1) 受付期間 公告日から令和 7 年 7 月 1 5 日（火）正午（必着）まで
- (2) 提出方法 件名を「下松市緊急通報装置設置業務公募型プロポーザル質問書」とし、電子メールにより「1 3 担当部局」宛てに送信すること。また、送信後に必ず電話で受信確認すること。
- (3) 回答方法 令和 7 年 7 月 1 7 日（木）までに、質問者の名称等を伏せた上で、下松市ホームページに掲載する。

6 参加手続

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり必要書類を提出すること。

- (1) 提出書類
 - ① 参加表明書（様式 2 号）
 - ② 事業者概要（パンフレット等でも可）（任意様式）
 - ③ 経営状況（直近 3 年分の貸借対照表及び損益計算書を添付）（任意様式）
 - ④ 業務実績書（様式 3 号）
 - ⑤ 国税及び地方税の完納証明書（各税目に未納額が無い証明）
 - ⑥ 法人登記の登記簿謄本（直近のもの）
- (2) 受付期間 公告日から令和 7 年 7 月 2 2 日（火）正午（必着）まで
- (3) 提出方法 郵送または持参により「1 3 担当部局」宛てに提出すること。
※電子メール、ファックスでの提出は受け付けない。
- (4) 提出部数 各 1 部
- (5) 結果通知 提出書類に基づき参加資格を確認の上、その結果を参加表明書提出者に対し、令和 7 年 7 月 2 4 日（木）までに電子メールにより通知する。

7 企画提案書等の作成及び提出

本プロポーザルへの参加を認められた者は、次のとおり必要書類を提出すること。

- (1) 提出書類
 - ① 企画提案書等提出届（様式 4 号）
 - ② 企画提案書（様式 5 号）
 - ③ 見積書（様式 6-1 号）、見積積算根拠（様式 6-2 号）
- (2) 作成上の注意

- ① 本実施要領及び仕様書の必要事項を満たすこと。
- ② A4 版長辺綴じとする。（A3 折り込み可）
- ③ 企画提案書は、提案概要を簡潔に記載すること。任意様式での作成（様式 5 号に「別添のとおり」と記入）及び記載を補完するためのイラスト、イメージ図又は図面等の添付を可とする。なお、「1 商号又は名称」欄以外に企画提案書の提出者（以下「提案者」という。）が特定できるものは記載しないこと。

（3）受付期間

令和 7 年 7 月 25 日（金）から 8 月 7 日（木）正午（必着）まで

（4）提出方法

郵送または持参により「13 担当部局」宛てに提出すること。

※電子メール、ファックスでの提出は受け付けない。

（5）提出部数

企画提案書 8 部（正本 1 部、副本 7 部）、その他各 1 部（正本 1 部）

8 参加辞退について

参加表明書を提出した者が本プロポーザルを辞退する場合は、参加辞退届（様式 7 号）を令和 7 年 8 月 7 日（木）正午までに「13 担当部局」宛てに提出すること。

9 選定方法

下松市緊急通報装置設置運營業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において、提案者を対象に、提出書類に基づくプレゼンテーション及び質疑応答（以下「プレゼン等」という。）を実施の上、審査し、受託候補者を選定する。提案者が 1 者の場合でも、当該競争は有効に成立するものとする。

（1）プレゼン等の実施

- ① 日時場所 提案者に別途通知
- ② 割当時間 各提案者 25 分（プレゼンテーション 15 分、質疑応答 10 分）
- ③ 参加人数 各提案者 3 名以内
- ④ その他 プロジェクター及びスクリーンは市で準備するが、パソコンその他必要な機器については、各提案者で準備すること。

（2）評価項目及び配点

別添の下松市緊急通報装置設置運營業務公募型プロポーザル評価基準（以下「評価基準」という。）のとおり

（3）審査方法

委員会の各委員が企画提案書等の内容について、評価基準に基づき審査を行い、評価項目ごとの評価点数の合計得点にて競う方法とする。

（4）受託候補者の決定

全委員の評価点数の合計得点が最も高い提案者を受託候補者として選定する。なお、同点の場合は、委員会で協議の上、受託候補者を選定する。

（5）最低基準点の設定

総配点に委員の人数を乗じた点数を満点とし、その 6 割を最低基準点とする。最低基

準点を満たす提案者がいなかった場合は、受託候補者は選定しない。

1 0 選定結果の通知及び公表

- (1) 選定結果は、プレゼン等の実施後概ね1週間以内に、提案者に電子メール及び書面にて通知するとともに、下松市ホームページで公表する。
- (2) 選定結果等についての異議申立及び問い合わせには一切応じない。

1 1 契約締結

- (1) 市及び受託候補者は、企画提案書等を踏まえて契約内容等について協議を行い、地方自治法施行令第167条の2の規定に基づき、随意契約の方法により、業務委託契約を締結する。
- (2) 契約内容等について協議が不調に終わった場合、又は契約の締結までに受託候補者がその資格を失った場合は、審査における合計得点が次点の提案者を順次受託候補者とする。

1 2 留意事項

- (1) 参加表明書(様式2号)の提出により、本実施要領等の内容を承諾したものとみなす。
- (2) 本プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (3) 本プロポーザルへの参加に関して使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。
- (4) 企画提案書等の提出後において、記載された内容の追加及び変更は認めない。(ただし、市から補正するよう指示した場合を除く。)
- (5) 提出された企画提案書等は、採用・不採用に関わらず返却しない。
- (6) 提出された企画提案書等について、市は公表しないこととし、提案者は市の了解なく第三者に公表してはならない。ただし、下松市情報公開条例(平成16年条例第6号)の対象となり、その取扱いはその条例に定めるところによる。
- (7) 次のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とする。
 - ① 参加表明書提出後、参加資格要件を満たさなくなった場合
 - ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
 - ③ 公告及び本実施要領等に違反すると認められた場合
 - ④ 委員会委員との不適切な接触等、選定の公平性を阻害する行為が認められた場合
 - ⑤ 他の提案者と提案内容を相談するなど、競争を制限する行為が認められた場合
 - ⑥ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

1 3 担当部局

下松市役所 健康福祉部 高齢福祉課 長寿支援係

住 所 〒744-8585 山口県下松市大手町三丁目3番3号

電 話 0833-45-1837

FAX 0833-41-1515

E-mail koureifukushi@city.kudamatsu.lg.jp